

表 463 拠出年金（旧法）受給権者数（事業月報）

昭和 61 年 3 月以前は、現在適用されている国民年金法（新法）とは異なり、古い国民年金法（旧法）が適用されていた。この表は、国民年金法（旧法）が適用される国民年金の受給権者を区分ごとに表している。

平成 25 年度

	老 齢	通 算 老 齢	5 年 年 金	障 害	母 子	準母子	遺 児	寡 婦	計	死 亡 一 時 金
総 数	5,152	5,832	114	303	-	-	-	-	11,401	222
川 崎 区	945	1,043	17	58	-	-	-	-	2,063	41
幸 区	659	781	21	47	-	-	-	-	1,508	29
中 原 区	830	955	6	42	-	-	-	-	1,833	29
高 津 区	713	745	23	43	-	-	-	-	1,524	29
宮 前 区	606	663	14	32	-	-	-	-	1,315	30
多 摩 区	748	824	16	50	-	-	-	-	1,638	38
麻 生 区	651	821	17	31	-	-	-	-	1,520	26

資料：保険年金課